# 情報共有・意見交換の会 議事録

■ 開催日時 : 平成 28 年 3 月 7 日 (月) 16:00~17:30

■ 開催場所 : 東京大学農学部 1 号館 8 番教室

■ 主催者挨拶 : 一般社団法人全国動物教育協会 会長 下薗 惠子

私たちが行わなければならないことは、動物看護師の高位平準化である。なんとしても 動物看護師を公的資格へ結び付け、国家資格化へと繋げていきたい。

昨年、コアカリキュラムの確認と審査を行ったがまだ不十分であると感じる点がある。 教育の高位平準化を整備していくには、第三者評価を行うことも一役と感じている。第三 者評価を実施することで不備を客観的に知ることができ、指摘いただいた点を改善してい くことがコアカリキュラムの改善に繋がり、しいては教育の充実を保証することに繋がる だろう。

平成23年に作成されたコアカリキュラムの検証と改善の時期に来ている。コアカリキュラムを導入し、2年間教育を行った現段階で検討する必要がある。また社会人の学び直しにも注目していきたい。認定動物看護師の受験をしていない卒業生や資格を取得していない現職の動物看護師の方も多くいるだろう。移行期間後になってしまうため、現在は受験できない状況だが、職歴や学歴を考慮し、2400時間のコアカリキュラム教育の全てを受講しなくても認定動物看護師の資格を受験できるように動物看護師統一認定機構と共に取り組んでいきたい。

■ **来賓挨拶 :** 公益社団法人日本獣医師会 専務理事 境 政人

【認定動物看護師公的資格化関連業務ロードマップについて】

動物看護職協会が立ち上がり、また統一認定機構も設立され、現在は教育の改善へ動いており、国家資格化へ向けて邁進している。

「認定動物看護師の公的資格化関係業務についての検討ロードマップ」は、それぞれの 関係者が果たすべき役割と目標を明確にし、全体の流れを把握し、スピーディに行うこと を目的に作成された。ロードマップの成果目標は、①認定動物看護師の公的資格化、②認 定動物看護師の処遇改善、③飼育者等一般市民の理解醸成、の3つを掲げている。

獣医師法第17条により、獣医師でなければ獣医療行為を行えないという規定がある。動物看護師を国家資格化するためには、その規定の運用を変える必要があり、動物看護師による一部獣医療行為の実施を役所に容認してもらうことを目指している。それを実現するためには、当然のことながら動物看護師の知識・技術が一定のレベルに到達していなければならない。その先駆けとして、動物看護師の教育体制を客観的に評価する第三者評価を推進している。「第三者評価を受けた学校の認定動物看護師であれば信頼でき、獣医療の一部を任せることができる」との見解が確立されれば、次の国家資格化へ向けた法律制定へ前進する。業界関係者が尽力し、条件整備を図っていくことが必要である。

大学教育や専門学校教育の中には畜産分野も動物看護師が担えるようにしたいという要望がある。私はそれには賛同しかねる。それは犬猫と畜産の獣医療行為は目的が異なる。犬猫は家族の一員であり、人間の医療と似た部分もあるが、畜産は経済動物である。まずは犬猫の世界で動物看護師の公的資格化を目指すべきではないかと考えている。ただ一方で、獣医師の獣医療行為は犬猫と畜産の両方に適用されているという問題がある。なぜ動物看護師の対象は犬猫だけなのか、畜産は含まれないのか、法的な整理を農林水産省と議論しながら検討していく必要がある。

また、認定動物看護師でない現職の方々の扱いはどうするかという課題が挙げられる。 国家資格となれば、認定動物看護師の資格を取得していない動物看護師は仕事を続けることができなくなる。それにどう対応していくのか、動物看護職協会を中心に議論をしなければならない。

動物看護師の処遇改善は、獣医師が得ている収益の一部を動物看護師に分配することになる。それはまさに我々、獣医師会の仕事であり、動物病院において動物看護師の役割を明確に打ち出していきたいと考えている。院長が理解するとともに、飼い主にも動物看護師の必要性を認知してもらうことによって初めて処遇改善へと前進する。獣医師会と動物看護師が団結し動いていくことが必要である。

一般市民が国家資格へ賛成する仕組みに持っていかなければならない。国民全体のメリットにならなければ法律は制定されない。動物看護師の認知度を調査した結果、大猫を飼育している人は 6 割弱が認知しており、大猫を飼育していない人の認知度は 1 割程度であった。人の看護師と同じように、動物看護師が獣医師の様々な補助を行っており、重要な存在であると認識されれば必要性は自ずと高まる。マスコミにも協力をいただきながら、世間に積極的にアピールし、業界関係者が一丸となり成果を上げ、農林水産省へ働きかけていきたい。

# ■ **来賓挨拶**: 一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長 佐々木 伸雄 【統一認定機構 一般財団化披露と今後の統一認定に関して】

平成23年9月に統一認定機構を設立し、統一機構が試験を実施し、合格者を認定する仕組みができ、その後、高位平準化・公的資格化が非常に大きなテーマとして機構も活動していかなければならない中で、任意団体としてでは社会的な信頼性の問題が出てくるだろうと判断し、一般社団化するか一般財団化するか議論を重ねていた。最終的に今年の2月付けで一般財団法人化した。この法人の目的は以前と全く変わるところはない。動物看護師の知識・技術の高位平準化、動物看護師認定のための教育レベルの向上、全国統一試験の実施ならびにその資格設定を行い、もって適切な獣医療の提供体制の整備に寄与することを目的とする。事業内容に関しては、(4)動物看護師教育の質保証・向上に関する事業、という項目を追記している。これは文部科学省委託事業で実施された第三者評価の項目を含め、如何に確かな教育がなされているかを機構としても証明し、社会に見せていく必要があると考え、定款に記載した。

東南アジアを見ると、国レベルで動物看護師を養成し、資格認定している国はほとんど

ない。動物看護師の認知が低く、獣医師が自分の力量で補助をする動物看護師を養成し働かせており、初期の日本と同様であると考えられる。東南アジア等に、どのように動物看護師を養成しているのか、どのような学校があるのかと質問を受けることがある。現在ではアジアとの交流は非常に活発に行われているので、今後さらに情報交換・共有していくことを見据え、定款に記した事業の範囲を「本邦国及び海外」とした。

#### ■ 議事:

# 1. 動物看護師統一認定機構 各委員会設置目的

#### ◇資格認定委員会:

主として専修学校の教育内容から、統一試験の受験の可否を検討する。学び直しを含め、 様々な分野からの受験制度の確立及び、受験希望者の受験資格の可否を判定する。また現 在、認定動物看護師の資格を持っておらず働いている多くの動物看護師や、実験動物分野 で動物看護師の資格を取得したいと考えている方、あるいは動物看護師ではないが動物看 護師として働いている方に対してどのような受験資格を付与するか、制度設計を検討する。

#### ◇試験委員会:

統一認定試験全体に関する事項を検討する(主として試験運営、試験問題の策定、理事会にかける合否判定結果の審議等)。

#### ◇試験問題策定委員会:

試験委員会の下部委員会。毎年の試験問題の作成依頼、問題の選抜ならびに修正を行う。

# ◇教育評価委員会:

主として専修学校における動物看護師教育に関する質保証のために実施する第三者評価の 在り方、内容、実施方法等を検討する。また必要に応じて、大学における動物看護師養成 課程に関しても、その内容や評価方法等に関して検討する。

#### ◇カリキュラム検討委員会:

動物看護師養成専門学校における機構が推奨するコアカリキュラムの内容の見直しや大学 のカリキュラムの科目名称、時間配分等の摺り合わせを行う。

#### 2. 機構審査概要「2015年度受験可能校審査結果報告」

機構の書類審査は、文部科学省が定める専修学校設置基準に基づいて実施した。学校概要書や職業実践専門課程の確認を行い、コアカリが学校内で確かに実行されているかどうか重点的に審査した。毎年、学事課に提出されるカリキュラム変更届を基に、科目名称の確認を行い、相違があればカリキュラムの新旧対照表や科目名称読替え表の提出を依頼し、コアカリの科目と合致しているかどうか時間数と合わせて審査をした。その結果を基に、平成27年4月17日に第1回コアカリキュラム審査会を行い、平成27年5月15日に第2

回コアカリキュラム審査会を実施した。大学 6 校、専修学校 68 校、その他 2 校の学生が受験可能校として認定され、平成 28 年 3 月 6 日の試験を迎えた。

### 3. 機構の今後の展望(構想)

### 第1段階:自己点検評価の実施と公表

学校設置基準で自己点検評価と公表は義務付けられている。自己点検評価は文部科学省が 提示しているガイドラインに沿った形で行うことを推奨する。自己点検評価の証拠書類と なるエビデンスを整備し結果を公表する。

### 第2段階:学校関係者評価の成果・効果

職業実践専門課程認定校は学校関係者評価の実施・公表は義務付けられている。学校関係者の評価がどのように改善に結び付けられているのかが分かるように公表してもらいたい。 業界との連携が評価の重点になると考えられる。

## 第3段階:第三者評価

機関別評価と分野別評価を機構としてどのような体系で審査に取り入れるのか現段階では明確に決定していない。農林水産省によって環境整備の調査が再び行われる予定であり、 学習環境、教育の質も問われる。機構として何らかの形で第三者評価までは審査に組み込まざるを得ないだろうと考えている。

# <第三者評価の課題>

職業実践専門課程を取得している学校は、学校関係者評価を経て、機構の審査を受ける対象となる。しかし、まだ職業実践専門課程を取得しておらず、受験可能校として統一試験を受験している学校もある。そういった学校に対しては、「自己点検+公表」を基に機構が審査をすることになる。また、商業や工業などの総合学校の場合、機関別評価を学校全体では受査しているが、動物系学科コースに絞ると受査しているといえない学校もあるだろうし、法人としては機関別評価を受けてはいるが、学校単位では受けていないという学校も存在するだろう。様々なパターンが想定され、機構の審査は複雑化することが懸念される。

評価委員として機構役員、大学・職能団体、専門学校から要請したいと考えている。質の担保の仕方や評価基準・評価項目をどのように設定するか検討していかなければならない。現在、統一試験を受験している学校が漏れることなく、なおかつ質の保証を行える審査体制はどのようなものか今後議論を重ね、機構の評価体制構築に努めていきたい。

### 4. 学び直し事業に関して

現在、動物病院に勤務しているのは動物看護師だけではない。トリマーやしつけのインストラクター、ドッグトレーナーも働いている。また、退職して休業をしている方や異業種でも認定動物看護師の資格を取得したいと考えている方が多くいる。こういった人々に

対して救済制度を構築していかなければならないと考えている。

動物看護学やコミュニケーション学は旧来のカリキュラムにはなかった科目であり、それらを学び直しとして構築し、受講することで受験認定資格を与えるという仕組みを早急に作り上げていきたい。

まずは各関連団体に依頼し実態調査を行い、認定動物看護師の資格を取得したいと考える方がどの地方に偏在しているのか分析していく。各地域に点在する対象者に東京で学び直しを受講するよう促すことは経済的に困難である。そこで各地域の学校を使用し、土日や夜間講座として学び直しを開催していただき、できるだけ経費や移動の負担がない形で履修制度を完了させ、受験へ臨んでもらえるようにしたい。それを可能にするには、開講していただく学校の履修形態が管理できており、授業を行える学校であることが条件となる。各学校に開催地として手を挙げていただける制度を考え、体制を整えていきたい。

# 5. コアカリキュラムの検証と改善について

専修学校としてのコアカリキュラム検証委員会が作成したコアカリキュラムが平成23年に完成し、平成26年~27年と2年間教育を実施してきた。全国動物保健看護系大学協会においても、カリキュラム委員会が設置された。その委員長に日本獣医生命科学大学の石岡克己先生が就任され、コアカリキュラム検証委員会とコアカリの擦り合わせの検討をしていくこととなった。

コアカリの最適化を目指すが、これは専門学校と大学のカリキュラムを共通にして教育を遂行していこうとするものではない。統一認定機構推奨コアカリキュラムは、統一試験出題範囲のカリキュラムであり、加えて社会ニーズに合わせた人材教育をするために必要なカリキュラムである。大学の 4 年間で教育されるカリキュラムは、それらが含まれたものであり、そこにさらに上積みされたカリキュラムとなっているだろう。専修学校は職業実践専門課程等において社会や企業からのニーズに応えられる人材を教育していくために必要なカリキュラムを作成している。このように相違があり、共通カリキュラムといえども、すべて同一にしようという意図ではないことを理解いただきたい。

今後、専修学校と大学の摺り合わせを行うため、時間数の変更の是非、教科の内容として概要やキーワードの改善提案を各学校からいただきたい。ただし、「教えることができないから」「教えられる教員がいないから」という理由での科目の削除や時間数の削減ではなく、専門学校教育の高位平準化を目的とした教育を目指す内容として評価できるものをご提案いただきたい。2年間の教育によって感じた実績を挙げていただき、それを委員会で精査していきたい。

### ■ **意見・所感** : 日本動物看護学会 理事長 桜井 富士朗

日本動物看護学会は平成7年に発足し、獣医療の中で動物看護学が検討されていないころから展開をさせていただいてきたが、動物看護職協会及び統一認定機構が発足したので、現在は学術に特化した団体として動いていく方向になっている。

今年は7月2日、3日に酪農学園大学で大会を開く。酪農学園大学は産業動物の飼育・診

療をしており、その中での動物看護師の役割を今大会のテーマとしている。

現在は獣医師が動物看護師を育てるのではなく、動物看護師が動物看護師を育てる時代になりつつある。大学協議会は動物看護学科の学会誌に論文を出すことが教員の質保証の一つの評価基準となっている。動物看護学の学術学会誌を発行しているのは当会だけであり、その点をもっと大事にしていきたい。業界関係者と協力関係を深め、動物看護師を養成していく方向に動いていきたいと考えている。

7月2日、3日の酪農学園大学での大会にぜひご参加いただいて学術を盛り上げていくことをお願いしたい。